

三次市民ホール自動販売機設置事業者募集要領

1 募集概要

(1) 設置自動販売機の種類

飲料用自動販売機

(2) 設置場所及び設置台数等

設置場所

三次市三次町 1 1 1 番地 1 三次市民ホール

次の箇所に 1 台設置する。（別紙の図面を参照のこと。）

設置箇所	寸法（自動販売機本体（転倒防止用鉄板等含めた寸法）と容器回収ボックス）
2 階正面出入口付近	幅：1. 5 m 以内 奥行：1. 2 m 以内 高さ：2. 2 m 以内

(3) 期間

令和 8 年 1 1 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで。

ただし、契約期間の満了前であっても、三次市及び三次市教育委員会（以下「市教委等」という。）が三次市民ホールの用途又は目的のため必要が生じた場合、災害等の緊急の場合等、公用又は公共の用に供するため必要な場合は、原状回復させることがある。

なお、自動販売機の設置事業者（以下「設置事業者」という。）は正当な理由がない限り、契約期間中は自動販売機を撤去することができない。

2 設置条件

(1) 容器回収ボックスの設置

1-(2) に示した設置場所に、その寸法の範囲内で、安全かつ通行及び施設の運営等の支障とならないよう、自動販売機及び販売する飲料等の容器回収ボックスを設置すること。

(2) 自動販売機の規格等

ア デザインについては、公序良俗に反しないもので、設置事業者決定後、市教委等と設置事業者が協議して決定するものとする。

イ 可能な限りユニバーサルデザインであること。

ウ 販売容器に缶、ビン及びペットボトルのみを使用する場合は、ノンフロン対応機であること（フロン又は代替フロンは原則不可であるが、使用される冷媒に用いられている物質の地球温暖化係数が 1.40 未満は可とする。）。

エ 照明については、午後 10 時から翌日午前 8 時の間、タイマーによる電

気調節を行うこと。

オ 転倒防止対策は、「自動販売機の据付基準」(JIS規格)及び「自動販売機据付基準マニュアル」(日本自動販売機工業会)を遵守した措置を講ずること。

カ 設置に当たっては、電気設備、自動販売機の搬入及び商品の補充に支障がないか確認を行うこと。また、市教委等が施設管理上必要な指導をしたときは、それに従うこと。

(3) その他の条件

ア 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならない。

イ 販売品の搬入、廃棄物の搬出時間及び経路については、市教委等の指示に従うこと。

ウ 自動販売機の設置に当たっては、据付面を十分に確認した上で安全に設置すること。

エ 販売品は、缶、ビン、紙パック又はペットボトルの密閉式の容器入りの清涼飲料水や乳製品など多品種、多品目により構成するよう努めること。

オ 酒類(いわゆるノンアルコール飲料を含む。)の販売は、おこなってはならない。

3 販売価格

メーカー希望小売価格を超えない額とする。

4 売上手数料率 5. 0%以上とする。

5 自動販売機設置に係る行政財産の貸付料

(1) 三次市自動販売機の設置に係る公有財産の貸付けに関する要綱(令和4年三次市告示第12号)第5条の規定により決定した貸付料を納入すること。

(2) 貸付料の算定は、売上手数料率見積書(様式第3号)に記載の売上手数料率に売上月額を乗じた金額とする。また、貸付料の額に10円未満の端数があるときは、その端数は10円に切り上げる。

(3) 貸付料は、市教委等が発行する納入通知書により指定する期日までに全額納入すること。但し、納入方法については、市教委等が承認した場合、この限りではない。

6 その他の経費

(1) 自動販売機設置及び撤去に要する工事費、移転費等一切の費用は設置事業者の負担とする。

(2) 自動販売機の運転に必要な電気使用料は、全額を設置事業者の負担とする。

- (3) 電気使用料は、設置事業者においてあらかじめ自動販売機に設置した専用メーターの指示値により計測した電気使用量を基に、三次市民ホール指定管理者が算定した額とする。

7 募集に参加できる者の資格

募集に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者でないこと。
- (2) 市内に本店、支店、営業所又はそれらと同等機能の事務所を有する者であること。
- (3) 自己、自社又はその経営に実質的に関与している者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同法第2条第6号に規定する暴力団員又はそれらに関連すると認めるに足る相当の理由のある者でないこと。
- (4) 市税及び国税を完納していること。

8 募集手続等

この募集に参加を希望する者は、次の必要書類を提出しなければならない。

また、応募者は、提出した書類等に関して、市教委等から説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(1) 提出書類

必要書類名	法人	個人
①応募申込書(様式第1号)	○	○
②誓約書(様式第2号)	—	○
③売上手数料率見積書(様式第3号)	○	○
④販売品目一覧表(様式第4号)	○	○
⑤自動販売機のカタログ又は図面	○	○
⑥登記事項証明書(現在事項全部証明書)	○	—
⑦納税証明書(完納証明書)	○	○
⑧直前1年間の決算書類	○	○
⑨県内の営業所の一覧表(任意様式)	○	○

(2) 書類作成上の注意

ア ③売上手数料率見積書は無地封筒に入れ、のり付けをして割印をし、表に「売上手数料率見積書在中」と表示し、名称、応募者の所在地及び商号又は名称を記載すること。

イ ④販売品目一覧表(様式第4号)及び⑤自動販売機のカタログ又は図面を提出すること。

ウ ⑦納税証明書は、次のものを提出すること。

(ア) 法人の場合

- a 市税（全税目）について滞納がないことが確認できる市長の証明書
- b 国税（法人税、消費税及び地方消費税）について滞納がないことが確認できる税務署長の証明書（証明書の種類は「その3の3」）

(イ) 個人の場合

- a 市税（全税目）について滞納がないことが確認できる市長の証明書
- b 国税（所得税、消費税及び地方消費税）について滞納がないことが確認できる税務署長の証明書（証明書の種類は「その3の2」）

エ ⑨直前1年間の決算書類は、次のものを提出すること。

(ア) 法人の場合

貸借対照表及び損益計算書

(イ) 個人の場合

- a 青色申告者…損益計算書、資産負債額調（貸借対照表）
- b 白色申告者…収支内訳書、貸借対照表（様式は任意）

オ ⑤、⑥、⑧、⑨については写しでも可。

カ ⑥、⑦については、発行日から3カ月以内のものとする。

(3) 応募申込書等必要書類の提出期間、場所及び方法

ア 提出期間

令和8年8月26日（水）から令和8年9月24日（木）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで（必着）とし、この期間に適正な応募申込書等必要書類の提出がない場合は、いかなる場合でも募集に参加することはできないものとする。なお、応募申込書等必要書類作成及び提出に係る費用は、その一切を応募者の負担とし、提出された書類は返却しないものとする。

イ 提出場所

三次市教育委員会教育部社会教育課

〒728-8501

三次市十日市中二丁目8番1号（三次市役所本館5階）

電 話（0824）62-6191

FAX（0824）62-6288

ウ 提出方法

持参又は郵便等（簡易書留郵便その他これに準じる方法によるものに限る。）

(4) 応募申込書等必要書類の審査

ア 審査結果の通知

応募申込書を提出した者について、提出された応募書類の審査の結果、不適合と認められる者に対してはその旨を通知する。この通知を受けた者は、この選考に参加することができないものとする。

イ 当該審査の結果は、不適合の場合のみ、令和8年9月25日（金）までに通知するものとする。

ウ 選考参加資格要件不適合の理由の説明要求

選考参加資格要件不適合通知を受け取った者は、令和8年10月1日（木）までに、8－（3）－イの提出場所にFAXにより、説明を求める書面を提出することができる。（FAXした旨電話にて連絡すること。但し、電話による質問は受け付けない。）

(5) 要領に対する質問の受付

要領について疑義がある場合は、市教委等に対して説明を求めることができる。

ア 受付期間は、令和8年8月26日（水）から令和8年9月24日（木）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

イ 質問方法は、「自動販売機設置事業者募集要領に対する質問・回答書（様式第6号）」により、8－（3）－イの提出場所にFAXで提出する。（FAXした旨電話にて連絡すること。但し、電話による質問は受け付けない。）

ウ 回答は、質問者に対し、随時FAXで行う。

9 選考

(1) 選考予定日

令和8年10月2日（金）

(2) 設置事業者の決定方法

ア 売上手数料率見積書で最高率を提示した事業者を設置事業者とする。

イ 応募者が1名の場合でも選考を行うものとする。

(3) くじ引きによる決定方法

同率の見積をした者が2者以上あるときは、当該応募者立会いのもと、くじにより設置事業者を決定するものとし、その際、くじ引きの日時については別途通知するものとする。

(4) 応募者は、その提出した見積書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(5) 設置事業者の公表

設置事業者を決定したときは、応募者全員に決定した設置事業者名及び提示された売上手数料率を通知し、契約締結後には、設置事業者名や売上手数料率等を公表できるものとする。

(6) 選考後、不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできないものとする。

1 0 選考の無効

次の売上手数料率見積書（様式第 3 号）は無効とする。

- (1) 募集に参加できる資格のない者の提出した見積
- (2) 本要領に示した諸条件に違反した者の提出した見積
- (3) 談合、その他不正な行為があったと認められる者の提出した見積
- (4) F A X 又は電子メールによる見積
- (5) 記名押印のない見積
- (6) 売上手数料率見積書記載の率、氏名、その他必要な事項を確認できない見積
- (7) 同一人が同一物件について 2 以上の見積をしたもの

1 1 設置事業者の手続き

- (1) 三次市と設置事業者で決定した者との間で契約書を 2 部作成し、それぞれが 1 部保有するものとする。
- (2) 契約保証金は免除するものとする。
- (3) 自動販売機を設置する場所・範囲を明らかにした図面（自動販売機の寸法、自動販売機と容器回収ボックスの配置、自動販売機脚部に設置する転倒防止用鉄板等の投影面積の分かる図面）を提出するものとする。

1 2 維持管理責任

自動販売機の設置後、維持管理について次のことを遵守すること。

- (1) 商品補充及び金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。
- (2) 商品の賞味期限が過ぎたものを販売しないこと。また、在庫及び補充管理を適切に行うこと。
- (3) 自動販売機の所有、設置管理、故障発生時等の対応、商品の補充及び売上代金の回収等を他者に行わせようとする場合は、設置事業者として決定を受けた後、「自動販売機の管理関係証明書（様式第 5 号）」及び委託又は協定等の内容がわかる書類の写しを市教委等に提出すること。
- (4) 容器回収ボックス内にある使用済容器は、容器回収ボックスがあふれないよう、設置事業者の責任で適切に回収及びリサイクルをすること。
- (5) 食品衛生について、商品販売に必要な営業許可を受け、許可書の写しを市教委等に提出するものとし、関係法令等を遵守して衛生管理に万全を期すこと。また、関係機関等への届出及び検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。
- (6) 販売品及び容器回収等の搬出入時において、設置施設を毀損、汚損等した場合、速やかに原状回復すること。
- (7) 自動販売機に故障時等の連絡先を明記するとともに、自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情等については、設置事業者の責任において速や

かに対応すること。

- (8) 自動販売機の盗難及び破損に関して、市教委等は一切その責任を負わない。

1 3 原状回復

設置事業者は、契約期間が満了した場合は、速やかに原状回復すること。その原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を市教委等に請求できないものとする。

1 4 売上数等の報告

設置事業者は、設置した自動販売機の各月ごとの売上数及び売上実績額を当該月の翌月 10 日までに書面により市教委等に報告すること。当該売上数及び売上額については、次回の設置事業者募集の参考資料として使用するものとする。

1 5 設置事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消すものとする。

- (1) 設置事業者が募集に参加できる者の資格等に該当しなくなった場合
- (2) 市教委等に対して必要な報告をせず又は虚偽の報告をした場合
- (3) 決定後に締結する契約に違反した場合